

議 事 録

日 時：令和5年9月25日（月）13：30～15：00

会議名：令和5年第1回 福知山市住所等に関する検討会

1 開会

事務局：本日は、ご多用の中、みなさまご出席いただきありがとうございます。

福知山市の住所については、字名、自治会名、郵便番号の町域、それぞれが異なる地域があり、住民や事業所などにおいて不便が生じる場合があると認識しております。

一方で、住所の表示は生活に影響する部分が多く、変更する場合には、関係する住民の理解を得ることがとても大切になります。また、福知山城の城下町として栄えてきた福知山市では、住所においても「字堀」などの、それぞれの地域の歴史を表している側面もあります。

こうしたことから、住所表記の課題に対しては、これまでも本市では慎重に検討してはきましたが、今年度、住所表記を今後どのようにしていくべきか方針を検討するため、検討会を立ち上げました。それぞれ専門の分野の先生方、住民の代表者から客観的なご意見をいただくために、本日お越しの委員のみなさまに、委員を委嘱させていただいたところでございます。

今回は第1回目ということで、本市の住所に関する現状と市民ニーズ調査について、委員のみなさまよりご意見を頂戴できればと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。簡単ではございますが、これで挨拶とさせていただきます。

2 自己紹介

3 協議事項（1）福知山市における住所表記の現状について

事務局：まず、01 福知山市における住所表記の現状についてです。

地番とは、一筆の土地ごとに法務局（登記所）が付す番号で、住居表示が実施されていない地域では住所として使われることもあります。小字を含めた同じ字内において同一地番は存在しません。

住居表示とは、「住居表示に関する法律」に基づいて住所を表す制度です。地番とは別に新たに建物に住所をつけます。

福知山市は地番を採用しており、住居表示は実施していません。土地区画整理事業や土地改良事業に合わせた「町界町名の変更」のみ実施してきました。なお、区画整理事業実施後も地番に基づいて住所表記を行っています。

広域な字についてです。福知山市には、字天田、字堀、字長田、字篠尾、夜久野町板生、字上小田など広域な字があります。字の中には複数の自治会が存在しています。

その中でも字天田付近について説明します。資料のとおり駅北と駅南に字天田が存在しています。中には西本町や東本町などのいくつもの自治会が存在しています。

別紙1をご覧ください。おおよその字界と自治会区域を示した地図です。赤線が字界、青線が自治会区域です。字天田のほか、字裏ノがあり、その中には北栄町と南栄町があります。

地図の右上には字寺や字下柳などこのあたりは概ね字界と自治会区域が概ね同じとなっています。

また、市役所北側の字内記では、内記一丁目、二丁目など、複数の自治会が存在しています。これが福知山市の住所の状況です。

次に、自治会についてです。自治会とは、一定の地域に住む人が集まって活動する地縁による団体で、福知山市では、住所の字の区域よりも小さい区域で自治会が形成されています。

住所と自治会などの関係図です。法務局が管理する登記簿には地番が記載されています。市役所が管理する住民票には、地番に基づく住所と、概ね自治会を指す行政区が記載されています。郵便局では郵便番号検索があり、郵便番号で表す範囲の町の名前を指す郵便番号の町域があります。自治会には自治会名、自治会の区域があります。

傾向として、字の区域が最も広く、次いで郵便番号の町域、最も小さいのは自治会となっています。また、自治会の区域と郵便番号の町域は近い傾向にあります。

福知山市における住所の使われ方として、時と場合に応じて使い分けられる状況があります。広域な字の住民は、住民票の住所と郵便番号に紐づいている自治会名を、用途によって使い分けていると思われます。これは問い合わせ対応などの経験から推測しています。

郵送や普段使いは親しみのある自治会名で、駅前町自治会で例えると、駅前町1番地の1となります。一方、市役所や銀行では公的な書類に基づく表記が必要なため、住民票の住所を使うこととなり、表記は字天田1番地の1となります。まとめると、自治会名の方が、より詳細な地域を示しているため住民にとって親しみがある一方で、市役所などの公的機関では、住民票の住所を記入しなければなりません。

二重表記による想定される課題です。一つ目は、複数の表記があり、どれが正しいかわかりづらいということです。住民票の字天田、郵便番号検索の駅前町、登記簿の字天田小字犬丸といったように、それぞれが異なります。転入者などは郵便番号検索結果の町域と住民票の表示が異なるため混乱すると思われます。二つ目は、字天田には同じ住所が存在していることです。例えば、字天田小字上ノ町1番地と字天田小字犬丸1番地は、住民票では字天田では小字を表記しないため字天田1番地となります。同じ住所となり誤認を誘発しやすい状況にあります。ただし、自治会名や郵便番号は異なるため、区別は可能と思われます。

次に、02 住所表記の解決方法です。

解決方法について、検討会を経て市の方針を決定することになっています。まず、議会等における対応の経過ですが、住所表記については、昭和49年に請願が採択されたり、その後も要望書が提出されたり、市議会で質問があり、令和4年に市議会の質問で検討会の設置を回答し、本検討会が設置されたところでもあります。この間、本市が対応を見送ってきた主な理由として、住居表示制度関連では、住所を設定するルールが決まっていることから自治会区域との不一致が生じてしまうこと、それに伴い郵便番号の変更が必要となる可能性があることが挙げられます。また、地方自治法関連では、区画整理事業等のみ実施してきたことなどが挙げられます。共通する事項としては、多額のシステム改修費が伴うこと、歴史的な地名が消失すること、市民ニーズが不明であること、個人及び事業所の変更手続き負担への協力が必要であることが挙げられます。これらいくつもの理由がありますが、まずは、市民ニーズの把握が重要であると考えております。

住所表記の変更に伴う手続きとして、行政が行うことと、個人または事業所が対応することを例示しています。住民票などは行政で変更しますが、免許証や市が発行する資格証など、その他個人で契約しているもの全てで変更手続きが必要で、住民の負担は大きいと考えられます。

次に、実際に住所表記を変更する際の2つの実施手法について説明します。

一つ目は「住居表示に関する法律」です。制度概要としては、方式が2つありますが代表的な街区方式では、道路や河川などで囲まれた区域を街区とし、建物に番号を付けるものです。また、議会の議決が必要です。表示例としては「福知山市字天田〇〇番地」が新しい表示では「福知山市駅前町△丁目□番☆号」となります。実施手法のデメリットとして10~15m間隔で住居番号を設定するため、玄関の位置などの立地条件によっては同じ住所となる可能性があります。住所や地番への影響としては、住所のみ変更する制度の特徴から、土地の地番である登記簿の表示は変更されません。

二つ目は、地方自治法（第 260 条）です。制度概要としては、こちらも議会の議決を必要としますが、町域や町名を変更するものです。また、こうした町名などの字等の変更の検討を要する場合としては、土地区画整理事業や地籍調査を実施する場合などのほか、市町村の行政上の必要がある場合とされています。表示例は「福知山市字天田〇〇番地」を「福知山市駅前町〇〇番地」とすることができ、町の名称を変えることができます。住所や地番への影響としては、町名から変更するため、登記簿の表示が変更され、それに基づく住所表記も変更されます。よって、登記簿も住所も変更することができるのが、地方自治法の実施手法になります。

次に、実施手法における自治会区域への影響です。

住居表示に関する法律では、一つの街区に複数の自治会が存在する場合、町名はいずれか一方に合わせなければならず、自治会名との不一致が起こる可能性があります。赤色で示す街区 4 番のように、背中合わせで自治会が異なる地域ではどちらかの町名に合わせなければなりません。

地方自治法では、町域や町名を変更するものであり、変更する区域を自由に設定できるため、自治会の区域に合わせることができます。

字名と自治会名が違う地域がどの程度あるかについて現状を調査しましたので、詳細について別紙 2 で説明します。

字名と自治会名の違いについて、別紙 2 にまとめました。字をまたぐ自治会や自治会をまたぐ字があるため表の「合計」の数値は実際と異なります。人口については、行政区別人口から、主要な字を当てはめて集計しているため、正確な人口を算出できないため表においては「人口規模」としています。

字名と自治会名が全く同じ地域は、濃い青で示した通り、人口規模にして約 20000 人です。町名に字や町が付くか付かないかの差しかない概ね同じと言える地域は、水色で着色し、人口規模にして 15000 人です。自治会名に対して字名が一部異なる、例えば字東長と長町といったように方角の有無まで加わるなどしている地域は薄いオレンジ色で示しており、人口規模は 14000 人です。最後に、全く異なる地域はオレンジ色で示した通り、人口規模で 25000 人です。困りごとが発生していると思われる地域としては一部異なる、全く異なる地域を想定しており、合わせると 39000 人と約半数が字名と自治会名が異なる地域で生活をされておられるといえます。

資料に戻りまして、実施手法のメリット・デメリットをまとめました。メリットとしては、どちらも字名と自治会名の二重表記は解消でき、さらに地方自治法の方では、登記簿も含めて変更できます。デメリットでは、住居表示に関する法律では、自治会区域との不一致のほか、場合によっては郵便番号の変更も伴う可能性があります。また、隣接する建物と同じ住所になる可能性や、土地の地番は

変わらないといったことが挙げられます。なお、地方自治法と組み合わせること
で土地の地番も変更することが可能となっています。

対して、地方自治法では、これまで土地区画整理事業等でのみ対応してきた本市
の方針を変えることになるという点がありますが、住民目線では大きなデメリット
は無いと考えられます。

最後に、03 検討会で行うことです。

これらについて、本検討会で市の方針を検討することになりますが、検討会の目
的等について説明します。まず、目的は、自治会名と地番などの住所を取り巻く
状況を踏まえ、地域コミュニティの単位である自治会を大切にしながら、福知山
市の住所表記の方針を検討することです。課題と実施手法については、記載のと
おりです。検討会で行うこととしましては、市民ニーズの調査方法の決定、実施
手法の決定として住居表示か地方自治法か、実施の場合の条件整理です。

最後に検討会のスケジュールです。9月、第1回として本日開催の現状説明、市
民ニーズの調査方法の決定を行います。10～12月、事務局において市民ニーズ
調査及び自治会長へのヒアリングを実施させていただきます。1月頃、第2回と
して、事務局による調査及びヒアリング結果の報告をさせていただきます。2月
頃、第3回を最終回として、実施手法に対する実施条件等の意見をいただきたい
と考えております。

検討会終了後は、検討会の意見を踏まえて市が方針を作成します。それに基づき
実施条件などを整理した市民向けのガイドラインを作成します。

資料については、以上でございます。

(質疑応答)

事務局：それでは、委員のみなさまからご意見等を頂戴したいと思います。

委員：市民ニーズを把握したうえで、住所表記の変更をやるか、やらないのかを判断す
るのか。どちらかで必ず実施するのか。

事務局：やるならどのような条件にするかを検討したい。現時点でやる・やらないは明確
ではない。

委員：住所表記を変更する場合の範囲は、市全域か困っている地域に限定するか、市と
してはどのように考えているか。

事務局：いきなり全域は積極的には考えていない。困っている地域は優先度が高いと考え
ている。

委員：別紙2の青色（住所と自治会名が同じ地域）の地域は困っていないため住所表記
の変更には反対されるだろうが、本当に困っているオレンジ色（住所と自治会名
が異なる地域）の地域のニーズが拾えなかったらダメだと思う。オレンジ色の地
域から実施するという可能性はあるということでしょうか。

事務局：そうです。

事務局：別紙2について補足ですが、駅前町は青色になっているが、部分的には住所と自治会名が異なり困っている人もいます。

委員：区画整理事業後は、6か月以内に市が発行する住所変更の証明書を受け、免許証などの住所変更手続きを行った。その証明書があればよいだけである。ある自治会では、区画整理事業で住所も自治会も同じになったのは55%くらいで、それ以外は字天田のままという状況である。

デメリットとしては、区画整理事業の場合は事業期間中に登記が閉鎖され不動産の取引ができないことがある。そうした部分も含めて今後どうするか考えないといけないと思う。

委員：住居表示を実施する場合は、市全域が対象になるか。夜久野や大江も対象になるのか。

事務局：住居表示の場合、対象は市街化区域に限られる。

委員：市街化調整区域も対象か。

事務局：住居表示になる場合は市街地と規定されているため対象ではない。

委員：住居表示の場合は問題が残る地域がでてくるということか。

事務局：そうなります。また、地域コミュニティのことも考えると地方自治法第260条の方がよいと感じている。

委員：住居表示を実施している自治体は政令指定都市などの大都市だと思うが、福知山市の規模で実施されている自治体はあるのか。

事務局：あると思うが、政令指定都市でも何十年かけても途中という自治体もある。熊本市では昭和40年代から始め、今も続けられている。

委員：地方自治法について、市はこれまで区画整理事業等に限定して実施してきたが、今回はそれをせずにその法を適用するということも範疇に入っているということですね。ということは、他の自治体でもそういった事例があるということか。

事務局：そうである。京都府内においては、土地区画整理事業との関連なしに地方自治法による町名変更を実施したところは2自治体だけだった。理由としては、修正したい地域がある、工業地帯があるなどの理由だった。

委員：現実的に市がやると決めれば、府が止めるというようなことはないか。

事務局：市の事務の範囲内のため問題ない。

委員：住居表示と地方自治法は利便性が上がるという点では結果的には似ているが、地方自治法の方がすっきりするというニュアンスでいいですか。

事務局：はい。

委員：住居表示だと2つの住所が存在する状態が完全に解消されたとは言えないという理解でよいか。

事務局：はい。住居表示の場合は街区で住所を振っていくため、自治会名と住所が異なる地域が出てしまう。

委員：本当の一本化が可能なのは地方自治法だ、ということですね。

事務局：はい。

委員：農地も含めて変更するのか。山も含めるのか。

事務局：住所表記を変更する範囲も含めて検討していきたい。山は難しいと考えている。

委員：これはあくまでも都市計画区域内の話ではないのか。

事務局：地方自治法の場合は、やろうと思えば全市域とすることは可能である。

委員：50年前の地籍調査は、前田、猪崎、篠尾や堀など地籍調査事業が始まって浅かったこともあり、土地家屋調査士からするとかなり問題のある成果が上がってしまっている。公図に載っていない土地がたくさんあり、地籍調査に漏れているのかどうかさえ分からない成果になっている。一気に町名変更を行った場合に、その時の問題に手を付けられなくなり、土地自体が塩漬け状態になってしまう。そういった問題をどのようにクリアするかは考える必要がある。

また、合筆の場面では、例えば土地の利用を考えたときに宅地だけ町名が変わって隣の農地は字名のままとする。その場合、合筆できなくなったり、担保権の問題があったり、複雑に関わってくる。これらは町名変更を行った際に起こりうる事象として考えておく必要がある。

委員：過去に議会の最優先の審議事項である請願があったということは、市民のニーズは重いということである。我々も仕事をしていて天田や堀は広すぎる。いまだに小字が使えることも都市部では不思議に思う。仕事をしていても不便に感じる。一方で、これはパンドラの箱ですから市民のニーズがあるのかどうかをしっかりとらえないといけない。例えば、市街地の一部でやってみて、一旦そこで評価をして年度ごとに計画を立ててやるとか。一度にすべては難しいだろう。天田だけをやって、そこでのニーズをどれだけ拾えるかということもある。

また、地籍調査においては、面積が変わることがよくある。増える場合は固定資産税の負担も増えるが、それを市はしっかり言わないといけない。それと同じように住所表記についても負担がある。不動産登記法の改正があり、令和8年4月までに住所等の変更登記に関する義務化が施行される。登記簿上の所有者はその住所等を変更した日から2年以内に変更登記をしなければ、5万円以下の過料の適用の対象となる。住所表記を変えた場合に、変更証明は無料で取得できるが本人が失念して何もしなかったら5万円以下の過料に処されるわけです。そこも周知徹底しないと、聞いていなかったとなれば問題になる。不利益処分をきちっと説明しないといけない。

ちなみに、令和6年には相続登記の義務化も施行される。所有者不明土地が九州全土くらいあって、公共事業で困っているところがたくさんある。これもパンドラの箱で、島しょ部まで国ができるのかというところがある。面積や地番を特定して国の登記簿に乗せるということを進めている。

市民ニーズの把握は、インターネットやSNSを活用して、若い人のニーズを把握するべきだ。自治会長ばかりではいけない。市が不利益も含めて発信をしていかないと、若い人は紙を見ませんから。

事務局：ネットで自由に回答できるようなものもあります。誰が回答しているか分からないため、その意見を丸呑みして信用するわけではないですが、傾向を把握するには良いと感じている。

委員：こうした問題は、やらせはないと思うが。

事務局：市公式ラインは比較的若い人も見られているので、そうしたものを通じてなども何か良い方法を考えていきたい。

委員：学校でもアンケートで紙はほとんど使っていない。オンライン回答の方が集計もしやすい。ただし、紙には正確さというものもある。手法が変われば回収率は変わりますので、市や府がガイドラインを作っていると思いますので、参考にしていただければ。

委員：住所表記の変更方法だが、住所に小字を追加するという選択肢はどうか。時代に逆行するようだが、そうすると天田で同じ住所という問題は解決できると思うが。

事務局：表記としては可能である。東京では、江戸の伝統的な名称を復活させたいという動きがあった。結果的に住民のみなさんによる長い話し合いの末、実施には至らなかった。住民の要望でこの地名にしたいということがあれば、あり得ると思う。市の方針としてどこまで受け入れるようにするのかを決めないと何でもありではいけないと思っている。ただし、字の追加では住所と自治会名が異なるという問題は解決しない。ちなみに、佐賀地区では大字の中に同じ地番がたくさんあるという背景があり、小字まで住所に含めている。

3 協議事項 (2) 市民ニーズ調査について

事務局：アンケートについて事務局より説明します。

市民ニーズの把握では、アンケート調査票とチラシを予定しています。対象は広範囲の字に住んでいる人で、一定年齢を分けて合計 600 人に郵送したいと考えている。1~2 か月の期間を設けて実施する予定である。

設問 1 は回答者自身のことで、年代、字名、職業を確認します。

設問 2 は住所表記に対する意識を把握したいと考えています。2-1 で住民票の住所以外を記載したことがあるかという問いで、住所と自治会名の使い分けをしているかどうかを振り分けます。はいを選択された場合は 2-1 で記載方法を把握します。2-3 は困りごとの把握です。ウェブサイトで郵便番号の町域しか入力できないという経験が多いのではないのでしょうか。

設問 3 は、今後の住所表記に対する意識について確認します。3-1 で変えるべきかどうかを確認します。3-2 で変更する理由を聞き、メリットを把握したいと考えています。3-3 変更後の住所表記のイメージを確認します。1 と 2 は地方自治法によるもの、3 は住居表示によるものということになります。3-4 変更する場合の不安や疑問を把握します。住所表記を変えたくない人は 3-5 を回答し、ここでは変えたくない理由を把握します。

調査票のみでは理解が難しい部分もあると考え、別紙のチラシを同封することを想定しています。市の住所は地番に基づいていること、広範囲の字名があること、住所表記を変えるときに伴う手続き、を説明しています。

事務局：字天田、字堀、字長田などの広域な字にお住いの人のうち、18歳以上の人から600人無作為抽出してアンケート調査を実施したいと考えています。回答については、379～387あれば正確な数値として把握できると考えています。

(質疑応答)

委員：3-3について、建物の並びに変更するという選択肢だが、駅前町には末広町がある。住所としては末広町〇丁目□番地となっており、自治会名として末広町はない。そうした住民はどのようにこの選択肢を読み替えられるかである。そうした面からも設問を考えてもらいたい。

字解消は広範囲のため、いきなり全域は難しいと思う。ほかの委員もおっしゃったように字天田だけまず着手するなど、行政の方で費用も含めて考えていただきたい。

事務局：50年前の地籍調査の問題については、現在実施している地籍調査の地域は問題が起きないという理解でよいか。

委員：今実施の地籍調査は、1回やった地籍調査の範囲外のところを対象としている。興・観音寺のみ例外で2回目の地籍調査を実施している。進捗率のこともあるので一度地籍調査を実施したところは再調査しないという方針だと思われるが、やろうと思えば実施することは可能だと思う。

委員：近隣市では同様の自治体はあるのか。

事務局：福知山市だけではないとは思いますが。

委員：アンケート調査の別紙について、なぜ、住所を変えるのかという目的が希薄だ。困りごとや昭和49年の請願、昭和57年の改善要望なども議会の質問もあるということを書かないと、唐突に住所のことを説明されてもわかりにくい。

委員：説明資料を読めばわかるが、難しいですかね。

委員：一般の人は読まない。

委員：この資料は一般の人は見られるのか。

事務局：今は見られない。会議後に議事録なども含めて説明資料は市ホームページに掲載させていただく。

委員：アンケートはあまり情報がない中で、今の現状で純粹に困っている人をとりたければ、情報はない方がよい。ただし、目的は明確にしないと何のために答えるのかが分からない。調査票に書いてある目的だけでは分からない。なぜ市が、市民を巻き込んでやっているのかという話はもうちょっと書いてあってもよいと思う。別紙を読むと、まじめに読んだら当然住所表記の変更をやめておこうという話になる。そうすると、本当の市民ニーズが分からなくなる。であれば、デメリットを書くならメリットも同じくらい書く必要がある。これはほとんど良いこ

とは読み取れない。

委員：住所表記の変更に伴う手続きについて、本当にこれだけでは分かるかなと思う。実際に住所表記の変更をされる際は、注意してほしい。ただ、この段階で区画整理事業のときの資料を添えるようなものでもないが。

委員：結局、住所表記を変えるメリットが何なのか。仕事でも字名を使うことが多いが、検索しても自治会名が出てこないということはある。混乱や煩わしさを感じることはあるが、他にどんなメリットがあるのかというところが見えない。

委員：説明資料 8 ページの議会における対応の経過があって動き始めたのでしょうか。市民の代表たる議員が 4 回も質問していることだから、ニーズがあるという理解ができると思う。市の方は急ぐ理由はないと思うが。

委員：最終的にはメリットとデメリットの天秤になると思う。デメリットが目立つ一方で、天秤にかけるメリットが見えない。

もう一つは、住民票の住所を変える場合、転勤や住宅を購入するタイミングというのは気をつかうもの。何十年も住んでいる人が住所表記の変更に伴う手続きの煩雑さ、また、老人ホームの入居者がいつの間にか住所が変わって自分の住所がわからなくなるなども小さなことかもしれないが起りうること。年代により対応の仕方は変わってくるが、負担はかなり大きいと思う。

委員：アンケート調査票の 3-4 で住所表記が変わる場合の不安について、ニーズの把握も重要だが、市民の人がどんな不安や疑問を抱えているかを把握することも大切である。この場所にこの設問が入ると、住所を変えるべきと思っている人の不安にある。変えたくない人の不安の方が大きいと思う。どうせ自由記述になるのであれば 4 のご意見ご要望に移した方が良いと思う。ただ、ご意見ご要望だと強い思いになるため、ここに文字で不安や疑問などもお書きくださいと加えた方がよい。

また、アンケートは 600 人に配布されるが、不安や疑問についてはほかの委員がおっしゃったようにどなたでもこれを見た人が自由に紙でもフォームでも伝えられる窓口というか受け皿を作っておくことが大事だと思う。選択肢で回答してもらうことは事務処理や予算の問題もあるため 600 人でよいと思いますが、不安や疑問は自由に集められるようにしたほうがよい。

委員：インターネットで意見を集められるようにしたほうがよい。

委員：この説明資料が分かりやすく、美しくつくられている。いろんな自治体が 2~3 分で動画をつくっているのでも、それも入れると高齢の方も含めて見てもらえるのではないかと。この説明資料の目的だけでも伝えたほうがよい。私たちだけで共有するにはもったいない。

アンケートは、回答者に答えてもらいたいことから答えた方が、間違いが少なくなる。設問 1 の個人の属性は後ろの方で、本題から入った方が正確な答えが得られる。

委員：アンケートつくるとき、どうしても前に持ってきてしまう。後ろでも問題ないで

すね。事務局の人で2~3分の動画撮って、アンケートに二次元コード載せて、携帯で簡単な説明を見られるようにすればみんな見てくれますよ。省庁の若手の人はめちゃくちゃ動画撮っていますから。

委員：総務省の働き方改革のポンチ絵はとても分かりやすく、漫画的に描いている。中央省庁を参考にしてください。

委員：こうしたアンケートは何%くらい回答されるものなのか。

事務局：内容にもよると思う。年代によっても回答率は異なると思う。

委員：半分も返ってこないのではないか。3割か2割では。

委員：行政計画を策定するためのアンケートは回答率が低いものだと思うが、今回のそれはそれなりに利害のある話なので、それなりに集まると思う。

事務局：対象者はその住民です。

委員：600人で対象としているものは、別紙2の異なる人口が39,000人いて、400人集まれば逆算で600人ですか。他の委員の意見を聞いていますと1,000人の方が安全というところでしょうか。届け方は郵送ですか。

事務局：参考にします。郵送です。また、対象の地域の自治会長には直接話を伺いたいと考えています。

委員：自治会からも回答について後押ししてもえるとよいが。

委員：歴史的な地名が消失するという理由で対応を見送ってきたということだが、これはあると思う。具体的に、仮に自分がこの字に住んでいたら、その地名が地図から無くなるのか、都市計画地図から無くなるのか、すべての資料から無くなるのか、そうしたアイデンティティの喪失みたいなものに対する不安はあると思う。そのあたりはこれから方針を決めていくのか。

事務局：どこに残すかということについて、現時点ではわかりません。

委員：別紙1は市で管理している資料ですか。

事務局：この資料は検討会のために作成したものの。自治会区域はシステムから出力したものの。

委員：地図から無くなることは仕方がないと思うが、そういう歴史があったことを伝えていく、どう担保するかはなんらかお示ししないといけないと思う。これはアンケートの結果次第だが、不安が出てこなければ検討しなくてもよいかもしれないが結果を見てまた議論したい。

事務局：ありがとうございました。本日の協議事項は以上でございます。いただいた意見を踏まえて、アンケート調査等を実施していきたいと思っております。アンケート調査で3か月程度要すると思っておりますため、次回は来年1月に開催したいと思っております。本日は誠にありがとうございました。

本議事録は、本検討会に関する内容のみ記載しております。